

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

事業目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている医療機関に対して、その支援を行う。

事業概要

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援

(概要) 整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金を支給する。

(交付額) $(\text{市場価格} - \text{補助事業単価}) \times \text{整備面積 (基準面積)} \times \text{国負担分相当}$

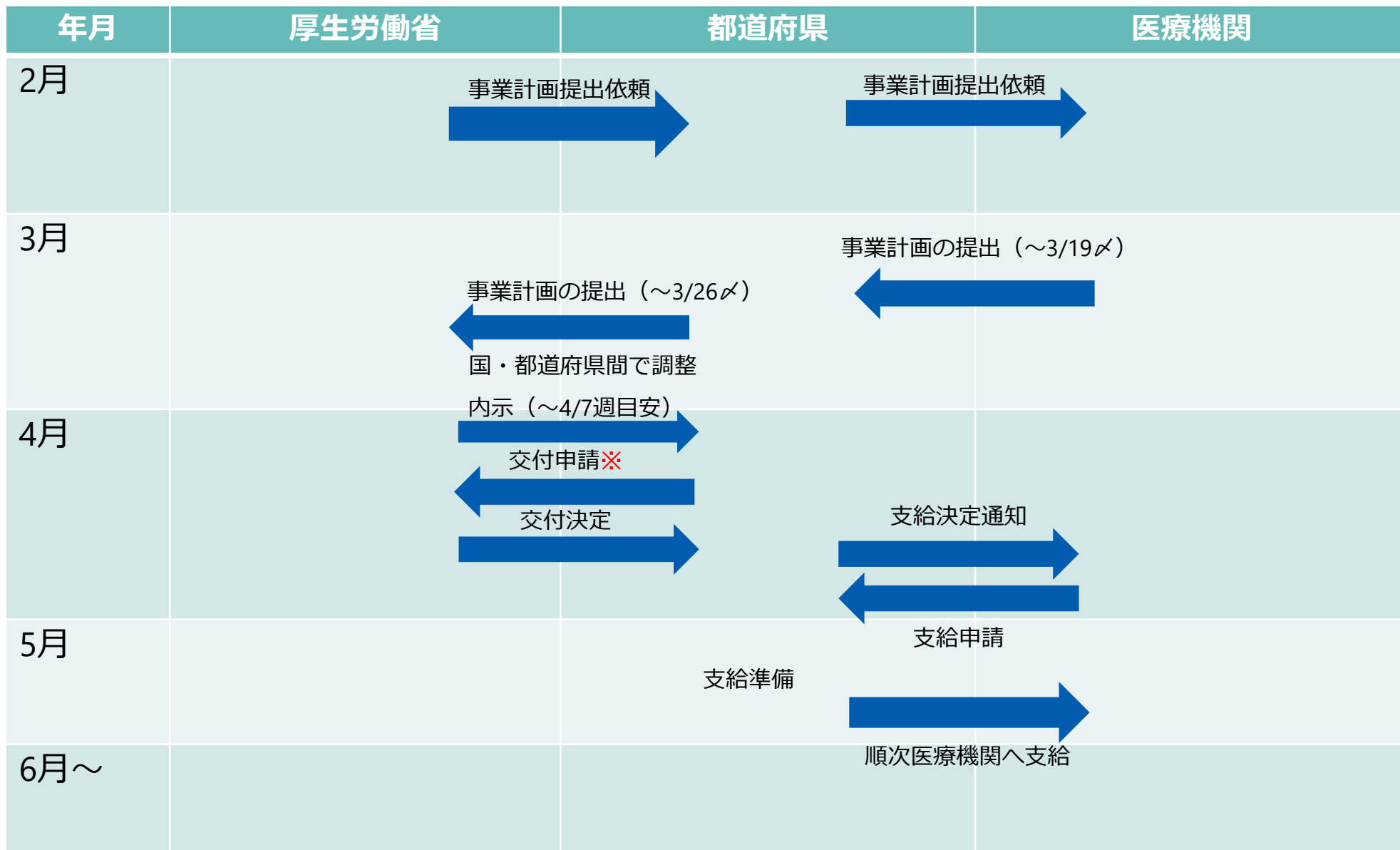
支給対象

- 令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関等であること

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う



支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。



※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく

3. 施設整備が困難となっている医療機関に対する支援 概要

○支給対象

○現行の国庫補助事業の対象機関と同一とする。

早見表	NHO、JCHO、NC、国立大学法人等の独法	公的（日赤、済生会、厚生連等）	公立（都道府県、市町村、地方独法、一部事務組合）	民間
①確保基金	○	○	○	○
②ハード交付金	○	○	×（一般財源化）	○
③施設整備費	○	○	○	○

※正確にはメニューによって若干の相違があるが、概ね上記のとおり。

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に

- ~~令和6年度中に~~施設整備に係る本体工事の契約を締結している場合
（設計と施工を一元的に行うデザインビルト契約を含む）

○対象事業

対象事業は施設整備（新築、増改築及び改修）とする。

①地域医療介護総合確保基金

事業区分 I - 1

（標準事業例5）病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

②医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）の国庫補助事業

☞都道府県が作成した「医療計画に基づく事業計画」により
救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援

③医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業

☞離島を含むへき地に所在する医療施設等の施設整備を支援

○支給額のイメージ

例)救命救急センターの場合

計算式

（市場価格* - 補助単価）× 基準面積 × 調整率 = 支給見込額

（484,000 円 - 295,100 円）× 2,300 m² × 0.33 = 143,375,100 円

* 鉄筋コンクリートの場合の市場価格

※当該交付見込額は、支給最大額であり、実建築単価や実建築面積が市場価格や基準面積と比較して小さい場合は、支給額が減額される。